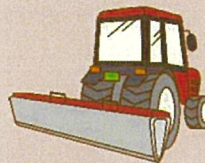


補助事業者等の皆様へ

財産を処分する際は **必ず事前**の 承認が**必要**です。



○処分制限期間内に以下の財産処分を行う際は、財産処分承認申請書等を提出して下さい。

- ① 目的外使用：廃棄、取壊し、単なる使用中止(廃業、倒産(破産含む))する場合
- ② 譲渡：所有者が替わる場合
- ③ 交換：下取交換等を行う場合
- ④ 貸付：使用者が替わる場合
- ⑤ 担保：担保(根抵当権は不可)に供する場合

○申請し、承認を受けず処分を行った場合、補助金等の交付決定の取消し(適正化法第17条)となる可能性があり、取消しとなった際は、交付された補助金等の返還等の処分があります(適正化法第18条)のでご注意下さい。

※「適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号)」

財産を処分するような事例が生じたら・・・

早めに、 弥富市役所 **にご相談下さい。**



問合せ先

弥富市前ヶ須町南本田 3 3 5

弥富市役所 産業振興課農業振興グループ
TEL番号 0567-65-1111 (内線 252, 253)